

埼玉県条例適合 廃プラ対応焼却炉

廃プラ
対応



SPZ

MDZモデルがさらに進化！
使いやすさは
そのままに
耐久性・燃焼性が
向上！

 耐火材式
『高性能タイプ』



大型
投入口
タイプ



投入作業が簡単

全面開放扉の採用で大きなゴミも楽に投入

最適な燃焼を実現

燃焼用エア어의バランスを見直すことで、最適な燃焼を実現

消煙集じん能力が向上

新設計のWカット集じん室により、消煙・集じん能力が向上

耐久性のアップ

鋼板の厚さ、耐火材壁の厚さを厚くすることで、耐久性をアップ

本体の強度アップ

脚部や扉ヒンジ部への補強鋼材を用いることで強度アップ

投入扉と本体との隙間から出る未燃焼ガスを大幅にカット

新型の投入扉の採用で、本体との隙間から出る未燃焼ガスを大幅にカット

タイマー標準装備

タイマーにより、焼却後の冷却運転を行うことで、バーナー等の機器を保護

温度調節機能標準装備

炉内の温度を計測し、バーナーのON-OFFをすることで、温度管理を省力化

税制優遇
適用可能

詳しくは裏面をご覧ください。

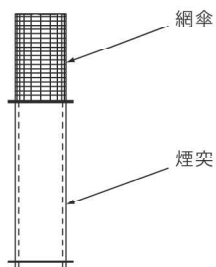
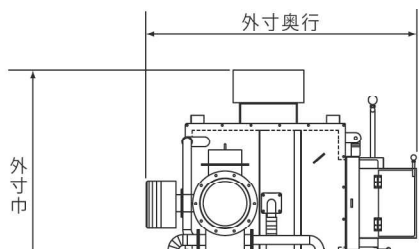
SPZ-200J

構造基準適合保証

焼却炉の構造に関するすべての法規制に適合しています。万一、行政からの指導があった場合、当社が責任を負います。

●埼玉県条例概要

1. 設置には必ず届出が必要
2. 焼却能力30kg/h未満は届出のみ
3. 焼却能力30kg/h以上、50kg/h未満
 - a. 年2回のばいじん、塩化水素の測定が必要
 - b. 温度記録計、灰出しクリーナーの設置が必要
4. 焼却能力50kg/h以上、100kg/h未満
 - 3の内容に加えて、ダイオキシン類の測定が必要



■ 規制のポイント

●政令第248号 平成23年4月1日施行

(帳簿を備えることを要する事業者)

第六条の四 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定める事業者は、次に掲げる

- 一 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- 二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者(前号に掲げる者を除く。)

●省令第8号 平成14年12月1日施行

(廃棄物を焼却する焼却設備の構造)